

第5次総合計画 中期戦略事業プラン 事務事業評価シート

事業名	障がい者相談支援事業			事業番号	05-101
事務事業担当	部名	部長名	課名	課等の長	
	保健福祉部	細野 文和	障がい福祉課	平井 礼子	

計 画 (Plan)					
総合計画体系	暮らし力	まちづくり目標	1	誰もが明るく暮らせるまち	
		基本政策	1	健やかに生き生きと暮らせるまちづくり	
		施策展開の方向	2	みんなで支え合う福祉のまちをつくる	
		施策	5	障がい者の地域生活支援の充実	
予算事業名	障害者自立支援給付費・地域生活支援事業費				
事務区分〔選択〕	<input checked="" type="radio"/> 自治事務 <input type="radio"/> 法定受託事務    (選択してください)→		法令上の位置づけ	義務づけ規定がある	
事業開始年度	開始年度	平成18年度	～	終了年度	
関連法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)・児童福祉法				
国・県の計画等	かながわ障害者計画		計画期間	令和元年度～令和5年度	
関連個別計画	伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画		計画期間	令和3年度～令和5年度	
実施の背景 (事業を取りまく環境・市民ニーズ)	平成24年4月の障害者自立支援法(現障害者総合支援法)・児童福祉法の一部改正により、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用するにあたり、サービス等利用計画が必要となりました。また、市町村における基幹相談支援センター、協議会の設置を法律上位置づけるなど、相談支援体制が強化されました。相談件数は年々増加し、相談内容も複雑化、多様化する中で、相談支援事業所には質の高い効果的な対応が求められています。				
目的 (何をどうしたいのか)	障がい者の相談支援体制の充実を図るため、相談支援事業所の機能を強化するとともに、設置箇所を増設します。また、研修等を通じた相談支援従事者等の資質向上に取り組みます。				
主な対象 (誰・何を対象に)	地域の障がい者、障がい児及びその家族又はその介護を行う者等				
事業内容 (手段、手法など)	・相談支援事業所の設置カ所を増やすとともに、相談支援従事者等の資質向上、機能強化を図ります。 ・基幹相談支援センター運営の委託先調整について、相談支援事業検討ワーキングにおいて、協議を行います。				
事業行程	項目	年度			
		令和3年度	令和4年度		
	相談支援事業所の設置	1箇所開設	1箇所開設		
	相談支援事業従事者向け研修会の開催	10回開催	10回開催		
	基幹相談支援センター運営委託	委託内容検討 一部委託実施(児童)	委託先調整・検討 委託実施		
目 標	【指標名】	【現状値】	年度		
			令和3年度	令和4年度	
	相談支援事業所数	17事業所 (令和2年度)	18事業所	19事業所	



事業実施 (Do)

## 事業実施 (D○)

<b>事業の「取組方針」</b> (前年度事務事業評価)	地域の相談機能を強化するためには相談支援事業所の確保及び機能充実を図るとともに、包括的支援機能をもった基幹相談支援センターを地域の民間事業所へ委託し安定化を図ることが望ましいと考えます。引き続き、相談支援事業所の新規開設に努めるとともに資質向上を図りながら、基幹相談支援センター業務の民間委託を検討します。		
<b>実施方法</b> 〔選択・記入〕	<input type="radio"/> すべて直接実施 <input checked="" type="radio"/> 左記以外		
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託	<input type="checkbox"/> 指定管理	<b>委託先又は指定管理者</b> (福) 緑友会他15カ所
	<input type="checkbox"/> 補助金		<b>補助先</b>
	<input checked="" type="checkbox"/> その他		<b>具体的内容</b> 指定特定相談支援事業所として指定
<b>実施結果</b>	<b>項目</b>	<b>年度</b>	
		<b>令和3年度</b>	<b>令和4年度</b>
	相談支援事業所の設置	新規設置なし	
	相談支援事業従事者向け研修会の開催	10回	
	基幹相談支援センター運営委託	委託内容検討	
<b>実施した取組の内容</b>	・相談支援事業所従事者等の資質向上に向けた勉強会を実施しました。 ・計画相談支援の対象とならない者への相談支援を実施しました。(生活応援プラン費20,903円/件、継続生活応援プラン費16,006円/件) ・基幹相談支援センター業務運営委託について検討しました。		
<b>目標の達成状況</b>	<b>【指標名】</b>	<b>【現状値】</b>	<b>年度</b>
	相談支援事業所数	17事業所 (令和2年度)	令和3年度 16事業所 令和4年度

	年度		令和3年度 実績				令和4年度 実績			
	<b>コスト</b>	<b>事業費合計 (a)</b>		1,649	千円					千円
<b>内訳</b>		国県支出金 ①		0	千円				千円	
		地方債 ②		0	千円				千円	
		その他特財 ③		0	千円				千円	
		一般財源 (a)-①-②-③		1,649	千円				0 千円	
<b>国県支出金の内容</b>										
<b>その他特財の内容</b>	受益者負担	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		<b>前回の改定時期</b>						
	その他									
<b>人件費</b>	正規職員		0.4	人	3,272	千円		人	千円	
	その他の職員		0	人	0	千円		人	千円	
	人件費合計 (b)		0.4	人	3,272	千円		人	千円	
<b>トータルコスト (a)+(b)</b>				4,921	千円			0	千円	
<b>単位当たりコスト</b>	対象数	定義	障がい者相談件数		単位				単位	
		対象数	19,451		人					
	総事業費 / 対象数	253		円				円		

評 価 (Check)				
進捗状況 〔選択・記入〕	<input type="radio"/> 計画どおり (A) <input checked="" type="radio"/> 概ね計画どおり (B) <input type="radio"/> 計画どおり進捗せず (C)	B	左記判断理由	相談支援事業所の新規設置には至らなかったが、申請手続きについての助言等を行いました。また障がい者とくらしを考える協議会相談支援部会において研修を10回開催し、相談支援事業所の資質向上及び機能強化を図りました。基幹相談支援センターの業務委託に関する検討については、当面の間直営とし、令和4年度より一般相談支援業務について委託を開始することとしました。
実施水準 〔選択・記入〕	<input type="radio"/> 他市より高い水準で実施 (A) <input checked="" type="radio"/> 他市と同水準で実施 (B) <input type="radio"/> 他市より低い水準で実施 (C) <input type="radio"/> 一律に比較できない事業	B	他都市事業内容等	相談支援事業所設置数は近隣市と比較し、概ね同水準にあります。また、他市においても本市と同様に協議会等を活用し、相談支援事業所の増設及び資質向上に取り組んでいます。
有効性 〔選択・記入〕	<input checked="" type="radio"/> 高い (A) <input type="radio"/> 普通 (B) <input type="radio"/> 低い (C)	A	左記判断理由	相談件数の増加及び相談内容の複雑化に対応するため、基幹相談支援センター(障がい福祉課)を中心とした相談支援体制の強化を図るとともに、相談支援事業所の機能強化を図りました。
効率性 〔選択・記入〕	<input checked="" type="radio"/> 効率的に実施されている (A) <input type="radio"/> 改善の余地がある (B) <input type="radio"/> 抜本的な改善が必要である (C)	A	左記判断理由	計画相談支援の対象とならない者に対しても、相談支援を実施した場合において委託料を支払い、相談支援事業所の機能強化を図りました。(生活応援プラン費20,903円/件、継続生活応援プラン費16,006円/件)



取組内容の改善 (Action) へ

取組内容の改善 (Action)				
所属長による今後の方向性の判断	方向性 〔選択〕	<input type="radio"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="radio"/> 見直しの上継続	事業推進上の課題	基幹相談支援センター(障がい福祉課)業務の民間委託について協議を重ねてきたが、事業所の運営体制及び地域特性等を考慮し、当面の間センター業務については直営とし、一般相談業務についての業務委託を開始することとしたため、今後はセンターと委託事業所との役割分担等について協議検討が必要となります。
令和4年度を取組方針		包括的支援機能をもった基幹相談支援センター(障がい福祉課)を中心として、令和4年度より一般相談支援業務を市内相談支援事業所(3事業)に業務委託し、相談支援体制の強化を図ります。また、相談支援事業所の新規開設に努めるとともに資質向上を図っていきます。なお、令和5年度配置予定の医療的ケア児コーディネーターについて医療的ケア等支援部会等と連携し、更なる相談支援機能の強化について協議研究を行っていきます。		
所管部長による総評		障がい者が地域の中で、安心して生活するためには、相談支援事業は重要な役割を持つと考えます。相談件数は増加傾向にあり、またその内容は複雑・多様化していることから、基幹相談支援センターが中心となり、相談員の資質の向上や、医療的ケア児コーディネーターの配置等、相談支援機能の更なる強化が必要となります。		